

北海道青少年健全育成基本計画推進状況（概要版）

1 基本計画とは

- ・北海道青少年健全育成条例に基づき定める計画
- ・現計画は H20～R1 までの概ね 10 年間の計画期間（平成 26 年に中間見直し）
- ・第 2 次計画として R2～R6 までの 5 年間の計画期間で策定予定

2 推進状況の把握と報告

- ・青少年の健全育成に関して講じた施策の実施状況を毎年公表（条例第 12 条）
- ・北海道青少年健全育成審議会への報告を事前に行うこと
- ・平成 30 年度実績と令和元年度の事業予定をとりまとめたもの

【参考】

事業数

平成 30 年度事業：305 件（再掲除く 173 件）

令和 2 年度事業：231 件（再掲除く 161 件）（いずれも予定）

施策体系に関連する「主要指標」及び「事業」数

現計画

 →

 →

 →

→

第 2 次計画（予定）

→

 →

 →

→

3 その他

審議会で報告後、道のホームページにて公表